

新型コロナウイルス感染症を理由とする免許手続（対象者の拡大）

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続を受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。

免許証の更新期限が 過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、運転者教育センターに本人が運転免許証を持参し、申し出ていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。

【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～4月30日までの間である方（対象者が拡大されました）

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続を改めて受けていただく必要があります。

受付場所：福井県内の運転者教育センター
平日（月～金）午前9時30分～午前11時、午後2時～午後4時

免許証の更新期限が 過ぎてしまった方

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、再取得の手続きが必要です。

試験の免除、手数料の減額、実施日時等詳しくは、下記にお問合せください。

問合せ先：福井県運転者教育センター(春江) 0776-51-2820 嶺南運転者教育センター 0770-45-2121
丹南運転者教育センター 0778-21-3613 奥越運転者教育センター 0779-66-7700